

京都府リカレント教育推進機構設置要綱

(目的)

第1条 人生100年時代における職業人生の長期化や、働き方の多様化に伴い、キャリアアップ・キャリアチェンジのためのリカレント教育（学び直し）の必要性が高まる中、オール京都体制によりリカレント教育の推進に取り組むため、京都府リカレント教育推進機構（以下「機構」という。）を設立する

(事業)

第2条 機構は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リカレント教育の重要性を啓発する事業
- (2) リカレント教育情報の収集・提供に関する事業
- (3) 学び直し後の新たな活躍の場の創出
- (4) リカレントプログラムの開発・提供に関する事業
- (5) その他、リカレント教育の推進に関する事業

(組織)

第3条 機構は、別表第1の団体により構成する。

- 2 機構に代表を置き、京都府副知事の職にあるものを充てる。
- 3 代表は、全体会議を招集し、会務を総理する。
- 4 機構に顧問を置き、顧問は、会議の運営に関して、適宜助言することができる。

(部会)

第4条 第2条に掲げる事項の細部の検討を行うため、テーマに応じ、機構に部会を置くことができる。

- 2 部会は、構成団体より選定された者により構成する。
- 3 部会は、必要に応じ、第2条に掲げる事業に関係する他団体等からの出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 機構の事務局は、京都府商工労働観光部労働政策課内に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

<大学等>	
京都大学	京都橘大学
京都工芸繊維大学	京都ノートルダム女子大学
京都市立芸術大学	京都文教大学
京都府立大学	京都薬科大学
京都府立医科大学	同志社大学
福知山公立大学	同志社女子大学
大谷大学	花園大学
京都外国語大学	佛教大学
京都先端科学大学	平安女学院大学
京都華頂大学	明治国際医療大学
京都看護大学	立命館大学
京都光華女子大学	龍谷大学
嵯峨美術大学	京都情報大学院大学
京都産業大学	池坊短期大学
京都女子大学	京都経済短期大学
京都精華大学	京都西山短期大学
京都芸術大学	公益財団法人大学コンソーシアム京都
<経済団体>	
京都府商工会議所連合会	一般社団法人京都経営者協会
京都府商工会連合会	一般社団法人京都経済同友会
京都府中小企業団体中央会	公益社団法人京都工業会
<金融機関>	
京都銀行	京都北都信用金庫
京都信用金庫	近畿労働金庫
京都中央信用金庫	
<労働団体>	
日本労働組合総連合会京都府連合会	
<教育機関>	
京都府専修学校各種学校協会	
<福祉団体>	
社会福祉法人京都府社会福祉協議会	
<行政機関等>	
京都財務事務所	京都府
京都労働局	京都市
近畿経済産業局	京都府市長会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	京都府町村会
公益財団法人産業雇用安定センター京都事務所	公益財団法人京都産業21
公益財団法人介護労働安定センター京都支部	一般社団法人京都知恵産業創造の森
京都キャリア形成サポートセンター	